

小布施町屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小布施町屋外広告物条例（平成18年小布施町条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物表示禁止物件)

第2条 条例第2条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札及び立看板
- (2) 巻付広告にあっては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
- (3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
 - イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの
 - ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の別区のある道路にあっては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの
 - エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第2条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送電塔
- (2) 貯水塔
- (3) 高架構造物
- (4) よう壁（道路の防護施設に限る。）
- (5) 路上変電塔
- (6) カーブミラー
- (7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。）

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第3条 条例第3条第2項第5号及び同条第3項第2号の規則で定める基準は、別に定める。

(協力基準)

第4条 条例第4条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建物等に表示又は設置する広告物等
 - ア 設置場所は周囲の景観に配慮するものとする。
 - ① 設置する高さをそろえる。
 - ② 屋上への設置を避ける。
 - イ 大きさは家並み景観を壊さないようできる限り小さくする。
 - ① 袖看板の軒下から露出する部分は1メートルを限度とする。
 - ② 表示面積は概ね3.3平方メートル以内とする。
 - ③ 大きさを統一し、煩雑さを避ける。
 - ウ 軒よりも高くならないようにし、地上より概ね5メートル以内とする。
 - エ 時間の経過とともに味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。
 - オ 周囲の景観と調和した色彩とする。
 - ① 無彩色又は茶色系の彩度の低い色を基調とする。
 - ② できる限り2色とする。
 - ③ 原色の使用をできるだけ避ける。
 - カ 動光・点滅を伴うものは避ける。
 - キ 一つにまとめ、すっきりさせる。
 - ク 数量はできるだけ少なくし、必要以上の数量としない。
 - ① 袖看板は1企業（商店）道路に面して1基以内とする。
 - ② 自家用に供するものの以外の表示は避ける。
 - ケ のぼり旗は設置しないようにする。

コ 自動販売機を設置する場合は、店舗等に付置し側面を覆う等周囲の景観を損なわないよう配慮する。

(2) 屋外に表示又は設置する広告物等

ア 設置場所は周囲の景観に配慮するものとする。

① 設置する高さをそろえる。

② 広告物の周囲を緑化する。

イ 大きさは周囲の景観を壊さないようできる限り小さくする。

① 表示面積は概ね3.3平方メートル以内とする。

② 大きさを統一し、煩雑さを避ける。

ウ 高さは、地上より概ね5メートル以内とする。

エ 時間の経過とともに味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。

オ 周囲の景観と調和した色彩とする。

① 無彩色又は茶色系の彩度の低い色を基調とする。

② できる限り2色とする。

③ 原色の使用をできるだけ避ける。

カ 動光・点滅を伴うものは避ける。

キ 一つにまとめ、すっきりさせる。

ク 数量はできるだけ少なくし、必要以上の数量としない。

① 独立看板はできるだけ設置しないようにする。

ケ のぼり旗は設置しないようにする。

コ 道路を通過する者を対象とした自動販売機は設置しないようにする。

(3) 別表第1に定める地域には、屋外広告物を設置しない。

(屋外広告物禁止地域)

第5条 条例第5条第1項第4号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

第6条 条例第6条（条例第9条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

2 条例第6条の規則で定める期間は、6月とする。

(適用除外)

第7条 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）については、表示面積の合計10平方メートル以下のもの

(2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの

(3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの

(4) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項目		基準
表示の方法	表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下（条例第5条第1項第3号に掲げる地域にあっては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5メートル以下

	色彩	地色の彩度8以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
個数		1 地点又は1施設について市町村の区域内に2個以内

2 条例第8条第3項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

3 条例第8条第3項の規則で定める期間は、6月とする。
（屋外広告物許可地域）

第9条 条例第9条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別に定める。

3 条例第9条第2項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第9条第4項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの

（2）第7条第2号から第4号までに掲げるもの

（屋外広告物禁止地域における案内広告物等の許可申請）

第10条 条例第7条第4号の規定による許可の申請は、案内広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面（はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本）

（2）表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近見取図
（許可証等）

第11条 条例第8条第5項（条例第9条第3項、第10条第2項において準用する場合を含む。）に規定する許可証は様式第2号、許可済印は様式第3号によるものとする。

（屋外広告物許可地域における許可申請）

第12条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第4号）に、第10条各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

（許可の更新）

第13条 条例第10条第1項の規定による許可の更新の申請は、許可期間満了の日の10日前までに、広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）第10条各号に掲げる書類

（2）現況写真

（廃止等の届け出）

第14条 条例第11条第1項の規定による届け出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。

（1）許可に係る広告物等の表示又は設置を廃止したとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 廃止年月日

（2）氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 変更の内容

ウ 変更年月日

2 条例第11条第2項による届出は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。

（1）管理する者を選任し、又は解任したとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 選任し、又は解任した管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

ウ 選任又は解任年月日

(2) 管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 変更の内容

ウ 変更年月日

3 条例第11条第3項の規定による届出は、次の各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。

(1) 承継前の表示者又は設置者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 承継の理由

(4) 承継年月日

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

屋外広告物禁止地域（協力基準）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
主要地方道豊野南志賀公園線バイパス	一般国道403号との交差点から一般県道村山小布施停車場線との交差点まで	両側各100メートル以内
小布施町道546号線	一般国道403号との交差点から主要地方道豊野南志賀公園線との交差点まで	両側各100メートル以内

別表第2（第5条関係）

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道関越自動車道上越線	須坂市との境界から中野市との境界まで	両側各500メートル以内
一般国道403号	中野市との境界から小布施町道434号線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道中野小布施線	中野市との境界から小布施町道294号線との交差点まで	両側各100メートル以内
小布施町道406号線	長野電鉄河東線との交差点から中野市との境界まで	両側各100メートル以内
小布施町道414号線	一般国道403号との交差点から小布施町道406号線との交差点まで	両側各100メートル以内
小布施町道668号線	一般国道403号との交差点から小布施町道669号線との交差点まで	両側各100メートル以内

別表第3（第9条関係）

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	

高速自動車国道関越自動車道上越線	須坂市との境界から中野市との境界まで	両側各1,000メートル以内
------------------	--------------------	----------------

別表第4（第9条関係）

屋外広告物許可地域における許可の基準

区分		基準	
		許可地域全域	都市計画法第1章に規定する都市計画区域以外の区域又は自然公園法（昭和32年法律第161号）若しくは長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）に規定する自然公園の区域
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以下。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
		壁面からの出幅	1.5メートル以下
		道路上の出幅	1.0メートル以下
		その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと （1） 反射光のある素材 （2） 動光、点滅照明、ネオン その他これらに類するもの
	表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等		—	

様式（省略）